

「ふくおかさん家のうまかもん」推進事業実施要領

(目的)

第1条 ふくおかさん家のうまかもん条例に基づき、福岡市内で生産された農林水産物及びその加工食品等を利用する事業者を「ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者」（以下「認定事業者」という。）として認定し、その情報をホームページで紹介するなどの支援を行うことにより、地産地消の気運を醸成し、市内産農林水産物の生産拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、ふくおかさん家のうまかもん（以下「うまかもん」という。）とは、市内で生産された農林水産物及びその加工食品（市内で加工されたものに限る。）並びにこの条例の目的を達成するために市長が特に必要と認めるものをいう。

(認定の対象となる事業者)

第3条 この要領の対象となる事業者は、福岡市内にある小売店、直売所、飲食店等とする。

(認定の手続き)

第4条 認定を受けようとする事業者は、ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者認定（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、第5条に適合すると認めるときは認定する。

3 認定事業者は、申請の内容に変更があったときは、ふくおかさん家のうまかもん事業者認定（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(認定基準)

第5条 認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 認定の対象となる店舗の所在地が福岡市内であること。

(2) うまかもんを販売、または材料とした食品を提供していること。

(3) (2)について利用者に分かるようPRしていること。

(4) 認定事業者について、ホームページや広報誌等により紹介する事を承諾すること。

(5) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(警察への照会)

第6条 前条第5号に規定する要件については、市長が申請者の同意に基づいて警察への照会確認を行うものとする。ただし、前条第5号に規定する要件を満たしていることが明らかでない場合はこの限りではない。

(認定事業者の役割)

第7条 認定事業者は、地産地消推進のため次の各号の取組を行う。

- (1) 安全で安心な飲食物の提供または販売に係る責任を自覚すること。
- (2) うまかもんを優先的に利用し市民にその良さを紹介すること。
- (3) 市長が行う地産地消の取組に協力すること。
- (4) 市長が行ううまかもんの利用に関する調査に協力すること。
- (5) 酒類販売、酒類を提供する飲食店は、飲酒運転撲滅の取組みを推進すること。

(認定事業者への支援)

第8条 市長は、認定事業者に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認定事業者及び生産者の情報をホームページ、広報誌等にて紹介する。
- (2) ポスター、ステッカー、のぼり旗等のPR資材を提供する。
- (3) その他必要な支援を行う。

(認定期間)

第9条 認定の期間は、認定事業者がうまかもんを利用している間は有効とする。

(認定の取り消し)

第10条 認定事業者は、うまかもんの利用を取りやめたときは、すみやかにふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者認定取消申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第5条の認定基準の内容に虚偽があるときは、認定を取り消すものとする。
- 3 市長は、認定事業者が認定事業の趣旨に反する行為または法令に反する行為を行ったと認められた場合は、認定を取り消すものとする。

(第三者による情報利用に関する責任)

第11条 第三者がホームページ掲載情報等を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と認定事業者との間で解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(事務の担当)

第12条 認定及び本事業の支援に関する事務は、農林水産局総務農林部政策企画課において行う。

(附則)

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。